

事務連絡  
平成23年6月21日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

腸管出血性大腸菌 O104の検査法について

標記については、平成23年6月14日付け食安輸発第0614第1号別添にて示しているところですが、下記のとおり訂正がありますのでお知らせします。

記

正	誤
<p>(別添)</p> <p>1 3. 増菌培養 <u>35±1℃</u>で<u>20±2</u>時間培養する。増菌培養液を培養法及び遺伝子検出法に供試する。</p> <p>2 表5 プライマー <u>wzxO104-f</u> <u>wzxO104-r</u></p> <p>3 (図) ② VT 遺伝子陽性の最大希釈段液及びその一段上希釈について、各0.1mlを <u>CT 添加及び非添加の SMAC</u> 又は <u>CT 添加及び非添加の Vi RXO26寒天培地</u>に2枚ずつ塗抹する。</p>	<p>(別添)</p> <p>1 3. 増菌培養 <u>42±1℃</u>で<u>22±2</u>時間培養する。増菌培養液を培養法及び遺伝子検出法に供試する。</p> <p>2 表5 プライマー <u>104rfbO-f</u> <u>104rfbO-r</u></p> <p>3 (図) ② VT 遺伝子陽性の最大希釈段液及びその一段上希釈について、各0.1mlを SMAC 又は Vi RXO26寒天培地に2枚ずつ塗抹する。</p>